

木更津市中規模ホール整備基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託等の目的

木更津市中規模ホール整備基本構想策定業務は、利用を停止した木更津市民会館大ホール及び集会棟に替わり市民の文化芸術活動の拠点となる木更津市中規模ホール（500～700人程度）整備について、今後の設計から運営に至る基本的な方針を定める基本構想を策定するものである。

本業務の遂行にあたって必要となる、現在の木更津市民会館が抱える課題の整理、他自治体との相互補完性の検証及び市民の利用需要や施設機能等の調査・分析を行うことは、高度の創造性及び専門性を有することから委託を行うものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 木更津市中規模ホール整備基本構想策定業務委託
- (2) 業務の内容 別添「木更津市中規模ホール整備基本構想策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 委託契約締結日から平成31年3月15日（金）まで
- (4) 当該予算額 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 契約の方法

本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書の内容について、本市関係者で構成する木更津市中規模ホール整備基本構想策定業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）で審査し、随意契約の相手候補（以下「受託候補者」という。）を決定する。

4 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、市民の芸術文化振興に寄与するための利用需要や施設機能等を調査・分析することに加え、経営的視点を持った行政サービスを実現させ、将来に負担を残さない健全な行財政運営が可能となる方策を検討する必要がある。

これらの業務を行うには専門性と共に質の高さが求められることから、価格のみの競争で選定するのではなく、公募により複数の者から企画の提案を受け、創造性、技術力等を審査の上、事業者を選定する公募型プロポーザル方式にて実施するものである。

5 事業スケジュール

- | | |
|-------------------|--|
| (1) プロポーザル実施要領の配布 | 平成30年 4月20日 (金) |
| (2) 参加意向申出書の提出期限 | 平成30年 5月 8日 (火) 午後5時15分まで |
| (3) 書類選考結果通知 | 平成30年 5月10日 (木) |
| (4) 質問の受付期間 | 平成30年 5月11日 (金) 午前8時30分から
平成30年 5月21日 (月) 午後5時15分まで |
| (5) 質問に対する回答 | 平成30年 5月22日 (火) |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 平成30年 5月28日 (月) 午後5時15分まで |
| (7) プレゼンテーション及び審査 | 平成30年 6月28日 (木) |
| (8) 審査結果通知 | 平成30年 7月 4日 (水) |
| (9) 契約及び委託開始 | 平成30年 7月上旬頃 |

※各日程は事務の都合により変更する場合がありますので留意すること

6 提案資格

- (1) 木更津市入札参加資格者名簿に登載された者
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要領の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 第1号の規定は、入札参加資格を有する者が少ない場合又はいない場合等のほか、入札参加資格の有無にかかわらず、広く提案を求める必要があると認められるときは適用しないものとする。ただし、この場合は、会社の規模、財務状況等について、入札参加資格審査申請

に準じた審査を行うものとする。

- (5) 過去に公共施設整備に関する基本構想及び基本計画などの策定業務の実績があること（官公庁発注の元請けに限る。）。

7 提案内容

本プロポーザルでは、業務の内容に則した企画で、自由な発想による効果的かつ具体的な以下の提案を求める。

- (1) 中規模ホール整備基本構想策定（基本的方針）について
- (2) 中規模ホール整備基本構想検討委員会（計5回程度開催）の運営支援の方法（技術支援など）
- (3) 業務完了までの計画工程
- (4) ワークショップの運営方法

8 提案参加の手続き

- (1) プロポーザルの公表及び関係資料の配布

方 法 木更津市ホームページによる。

公 表 日 平成30年4月20日（金）

配布方法 木更津市ホームページからダウンロードする。

U R L <http://www.city.kisarazu.lg.jp/13,67153,35,243.html>

- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、プロポーザル参加意向申出書及び添付書類（様式1から様式4）を提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの参加意向申出書の提出は受け付けない。

提出期限 平成30年5月8日（火）午後5時15分まで

提 出 先 〒292-8501

木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎

木更津市総務部総務課

電話 0438（23）7098

提出方法 持参

提出部数 1部

(3) 書類選考結果通知

提出された参加意向申出書及び添付書類（様式1から様式4）について、「6 提案資格(1)～(5)」により書類選考を行った上、企画提案依頼事業者を決定するとともに、参加意向申出書提出者全員に結果を書面にて通知する。

応募者が5者以上の場合は、審査会で以下の①、②について事前審査し、企画提案依頼事業者を限定することがある。

なお、事前審査結果についての異議申し立てには、一切応じない。

①過去において十分な業務実績を有しているか

②経験豊かな技術担当者による業務実施体制となっているか

結果通知日 平成30年5月11日（金）（通知日に郵送により通知する。）

(4) 質疑・回答

本プロポーザルに関する質問は、開封確認を付した電子メールにより、総務部総務課へ質問書を提出すること。また電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。なお電子メール以外の方法及び質問期間終了後に提出された質問書は受け付けない。

受付期間 平成30年5月11日（金）午前8時30分から

平成30年5月21日（月）午後5時15分まで

電子メール送付先 soumu@city.kisarazu.lg.jp

回答日 平成30年5月22日（火）

回答方法 企画提案依頼事業者全員に電子メールにより回答する。

(5) 企画提案書の作成

企画提案依頼事業者は、次のとおり企画提案書等を作成すること。

ア 企画提案書（様式任意）10部

A4版縦型、横書き、左綴じとし15分間のプレゼンテーションで説明できる内容のものとする。カラー可。事業者名記載。枚数制限なし。刷り方片面。ただし、図表等については、必要に応じてA3版も可とする。

イ 業務工程表（様式任意）10部

A4、A3どちらでも可。事業者名記載。

ウ 見積書（様式任意） 1 部

「木更津市中規模ホール整備基本構想策定業務委託」についての見積りと内訳。

エ 企業概要（様式任意） 10 部

パンフレットも可。

オ プレゼンテーション用の電子データ

Microsoft Office Power Point 2010 のソフトで対応できるもの。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案依頼事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの企画提案書等の提出は受け付けない。

提出期限 平成30年5月28日（月）午後5時15分まで

提出方法 持参

提出先 〒292-8501

木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎

木更津市総務部総務課

電話 0438（23）7098

提出部数 10部（見積書は原本1部）

(7) プレゼンテーション

審査会において、企画提案依頼事業者は、企画提案書に関するプレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

ア プレゼンテーションの時間は1事業者あたり15分以内とする。

イ プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。

ウ プレゼンテーション会場への入場者は、3名以内とする。

エ プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターの機器類は、本市で用意するものとする。

（パソコンは、Microsoft Office Power Point 2010 がインストール）

オ 実施日 平成30年6月28日（金）時間・場所等については、決定次第、電子メールにより通知する。（着信確認メールを本市に対し行う。）

(8) 審査結果通知

審査結果は、平成30年7月4日（水）に、企画提案依頼事業者に対し、書面にて通知する。

また、審査結果については、ホームページに掲載する。その際、受託候補者のみ事業者名を公表する。

なお、審査結果についての異議申し立てには、一切応じない。

9 受託候補者選定の評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を厳正かつ公正に決定するため、審査会委員が、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容（質疑応答を含む。）について、下記(2)の審査項目に対して、(3)の採点を行い、審査会委員の審査結果を合計して、最高点かつ審査委員の審査結果の合計得点が審査会委員の人数に100を乗じた数値の6割に達した者を受託候補者として選定するものとする。

なお、最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員の協議により受託候補者を選定する。

(2) 審査項目

審査項目（合計100点）		配点
1 業務遂行能力及び実施体制（30点）		
①	過去において十分な業務実績を有しているか	5
②	経験豊かな技術担当者による業務実施体制となっているか	5
③	策定プロセスが適切なものとなっているか	5
④	作業スケジュールが適切なものとなっているか	5
⑤	本業務に対する意欲、熱意が見られるか	10
2 木更津市中規模ホール整備基本構想の策定方法（50点）		
⑥	基本構想策定（基本的な方向性）に向けた手法が適切なものとなっているか	10
⑦	市の取り巻く環境を把握したものとなっているか	10
⑧	今後の健全な財政運営を踏まえたものとなっているか	10
⑨	中規模ホール整備の視点及び方向性が効果的で有益なものとなっているか	10

⑩	全体としてプレゼンテーションの内容は目的を理解したわかりやすいものか	10
3 検討委員会等の運営支援の内容（10点）		
⑪	検討委員会等の業務支援の内容は適切なものとなっている	
4 価格（10点）		
⑫	満点（10点）×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）	10
合計（審査結果）		100

(3) 審査項目の採点基準

採点は、次に示す5段階評価を基準とする得点の付与を上記(2)に示す評価項目ごとに行い、合計得点を算定する

評価	評価基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

10 無効又は失格

参加意向申出書又は企画提案書等が次の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。

- (1) 提出期限が守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 企画提案書等の提出時における見積書の金額が当該予算額を超えているもの
- (5) 前各号の定めるもののほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為など、審査会が失格であると認めた場合

11 受託候補者選定後の委託契約の手続き

- (1) 企画提案書の内容について、市と受託候補者との協議により別途仕様書を作成し業務内容

を決定後、木更津市財務規則に定める随意契約の手続きにより受託候補者から再度、見積書（企画提案書の提出時の見積書とは別に）を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 上記により受託候補者との協議等が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

1 2 その他

(1) 企画提案書等の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する費用は、企画提案事業者の負担とする。

(2) 提出期限までに参加意向申出書の提出がなかった場合及び市からの書類選考結果通知による企画提案依頼がなかった場合は、企画提案書を提出することができない。

(3) 提出された参加意向申出書及び企画提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。

(4) 提出期限以降における参加意向申出書及び企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(5) 提出された参加意向申出書及び企画提案書等は返却しない。

(6) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。また、書類選考結果通知後、提出期限までに企画提案書の提出がない場合又は企画提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、辞退したものとみなす。

(7) 本プロポーザルにより決定した事業者は、本委託業務の主たる部分を再委託してはならない。

(8) 本委託業務履行のため、木更津市から貸与された資料は、本業務の目的以外に使用することはできない。なお、資料は、本業務完了後速やかに返却するものとする。

(9) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、木更津市に帰属するものとする。

(10) 企画提案事業者は、soumu@city.kisarazu.lg.jpからの電子メールを受信できるようにパソコン等の設定を行うものとする。

(11) 企画提案事業者が1者の場合であっても、審査会において提案内容の審査を行い、審査委員の審査結果の合計得点が審査会委員の人数に100を乗じた数値の6割に達した場合には受託候補者に決定する。企画提案事業者が無い場合は、本プロポーザルを中止するものとする。

(12) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他やむを得ない事情

があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

- (13) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、木更津市情報公開条例（平成 12 年条例第 32 号）に準じ、提出書類を公開することがある。

1 3 担当部局

木更津市総務部総務課

〒292-8501

木更津市富士見一丁目2番1号

電 話 0438(23)7098

e-mail soumu@city.kisarazu.lg.jp